

滑川市エコハウスリノベーション推進事業補助金交付要綱

令和7年8月1日

告示第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条に基づき、滑川市エコハウスリノベーション推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅又はその部分をいう。
- (2) 既存住宅 省エネ改修の着工予定時点において建築後1年以上経過した住宅で、過去に居住の用に供したことがある住宅をいう。
- (3) エコハウス 地域の特性や住宅の特徴を踏まえた、省エネルギー性能等を有する住宅をいう。
- (4) 改修基準 環境負荷の低減と快適性を高いレベルで確保する性能基準で、別に定めるものをいう。
- (5) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (6) ZEH水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20パーセント削減となる省エネ性能の水準をいう。
- (7) 設備の効率化に係る工事 住宅の暖房設備や冷房設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備等の高効率化に資する工事をいう。
- (8) 省エネ改修 開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事をいう。
- (9) 仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一

次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

(10) 誘導仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準」を満たす仕様をいう。

(11) J I S 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

(12) 子世代 同一の世帯に属する夫婦（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって、かつ、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養するものをいう。

(13) 親世代 子世代又はその配偶者の直系尊属をいう。

(14) 多世代同居 親世代及び子世代が住民基本台帳上の同一世帯者として同居することをいう。

（補助金の交付）

第3条 市長は、住宅分野でのカーボンニュートラルの実現及びSDGsの達成に向け住宅の高性能化を推進するため、市内に存する既存住宅を改修する者が行う次の各号に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(1) 既存住宅の省エネ改修に関する事業で、省エネ改修実施後、住宅全体で改修基準に適合するもので、断熱性能が第三者機関による評定書等により確認できるもの（取得予定であるものを含む。）

(2) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定に関する事業で、前号の省エネ改修と併せて実施するもの

(3) 住宅の省エネ診断に関する事業で、第1号の省エネ改修と併せて実施するもの

2 市長は、次に掲げる要件を満たす事業を補助金の交付の対象とする。

(1) 前項第1号の事業は、次の要件に適合するものであること。

ア 事業に係る住宅が、階数が2以下かつ床面積の合計が300㎡以下の木造建築物の場合は、以下のいずれかの方法で構造安全性が確かめられたものであること。

(ア) 構造計算により構造安全性が確かめられたものであること。

(イ) 壁量等の基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第43条に規定する柱の小径及び同令第46条に規定する構造耐力上必要な軸組等の基準をいう。）により構造安全性が確かめられたものであること。

イ 事業に係る住宅が、改修前の状態でZ E H水準を満たす省エネ性能を有していないこと。

(2) 当該事業に要する経費について、本補助金以外に重複して国、県、市等の補助金、助成金その他これらに類する交付金（富山型高性能住宅推進事業費補助金を除く。）の交付を受けないこと。

3 同一の住宅に対して行う補助は、1回を限度とする。

（補助事業者等）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、個人又は民間事業者で、補助金の交付申請時において、次に掲げる要件を全て満たすもの（以下「補助事業者等」という。）とする。

(1) 市税等を滞納していないこと。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける営業又は公序良俗に反する営業を行う者でないこと。

(3) 滑川市暴力団排除条例（平成24年滑川市条例第1号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

2 補助事業者等は、代理者を定めて補助金の交付に係る手続を委任することができる。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第5条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表第1に定める補助率を乗じて得た額の合計とし、千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、同表に定める補助限度額を超える場合にあっては、当該限度額を用いて算定するものとする。

3 前項の補助限度額は、補助事業者等が別表第2に掲げる要件の全てに該当する場合は、同表に掲げる加算額を加えた額とする。

- 4 補助金の額の算定の基礎となる補助対象経費について、省エネ改修の工事費が別表第3に定めるモデル工事費を超える場合にあっては、モデル工事費を当該工事の工事費とみなして算定するものとする。
- 5 別表第3にモデル工事費の定めがない工事については、補助事業者等は、複数の見積りを取るなどして工事に要する費用が適正であることを確認するものとする。
- 6 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方税に相当する額は、補助対象経費から除外する。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条の規定による交付申請書及び添付すべき書類の様式等は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項の書類は、補助事業着手予定年月日の30日前までに提出しなければならない。ただし、富山型高性能住宅推進事業費補助金交付要綱第3条第1項2号アに規定される事業の交付決定を受けている場合は、交付決定を受けた日から起算して30日以内に提出しなければならない。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。ただし、第8条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- 2 前項の規定による承認を受けようとする場合は、様式第3号に、別表第4に掲げる書類のうち当該変更に係るものその他必要に応じて市長が指定する書類を添えて市長に申請しなければならない。

（軽微な変更）

第8条 前条第1項第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。

(2) 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

(3) 工事の内容を変更すること。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書及び添付すべき書類の様式等は、別表第5のとおりとする。ただし、補助事業を廃止した場合に提出する書類については、様式第3号のほか、必要に応じて市長が指定する書類とする。

2 前項の報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、富山型高性能住宅推進事業費補助金交付要綱第3条第1項2号アに規定される事業の額の確定を受けている場合は、額の確定を受けた日から起算して30日以内又は交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者等（この条において、補助事業の後に住宅を取得した者を含む。

）は、補助金の交付の対象となった住宅及び設備の全部又は一部を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 補助事業者等が補助事業により工事を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸付け等をする場合

(2) 補助事業完了後10年間（耐用年数が10年未満のものにあっては耐用年数）を経過した場合

(事業実績の公表)

第11条 補助事業者等は、市が行う滑川市エコハウスリノベーション推進事業の事例収集及び広報活動に協力するものとする。

2 市は、補助金の交付によって得られた成果の概要を公表できるものとする。ただし、補助事業者等その他の補助事業に係る者から支障がある旨の申出があったときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
既存住宅の省エネ改修 （全体改修）	開口部、躯体等の断熱 化工事の工事費	5 分の 1	省エネ改修、省 エネ化のための 計画の策定及び 省エネ診断の合 計額 1,000千円/戸
	設備の効率化に係る工 事の工事費（ただし、 開口部や躯体等の断熱 化に係る工事費の額以 下とする。）	5 分の 1	
省エネ化のための計画の 策定	省エネ改修を行うた めに必要な調査・設計・ 計画に係る費用及び改 修設計内容について、 第三者機関による評 定書等の取得に必要な 費用	5 分の 1	
省エネ診断	省エネ診断に必要と なる調査のための費用 及び既存住宅につい て、第三者機関によ る評定書等の取得に 必要な費用	3 分の 1	

別表第 2（第 5 条関係）

加算要件	加算額
(1) 個人であること。 (2) 補助事業に係る住宅の改修工事が完了した日から起算して 1 か月以内に事業に係る住宅において多世代同居を開始し、5 年以上継続すること。 (3) 親世代又は子世代のいずれかが補助事業に係る住宅の改修工事の施工主であること。 (4) 親世代及び子世代のいずれも滑川市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。	50万円

別表第3（第5条関係）

A. 開口部、躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

(省エネ基準)

工事内容	対象となる改修工事		モデル工事費 ^{※1} (省エネ基準)	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換 ^{※2}	1.4㎡以上 ^{※6}	88千円／枚	・改修前の状態で仕様基準に適合していないこと。 ・カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
		0.8㎡以上1.4㎡未満 ^{※6}	64千円／枚	
		0.1㎡以上0.8㎡未満 ^{※6}	24千円／枚	
	内窓設置 ^{※3} 外窓交換 ^{※4}	2.8㎡以上 ^{※7}	200千円／箇所	
		1.6㎡以上2.8㎡未満 ^{※7}	160千円／箇所	
		0.2㎡以上1.6㎡未満 ^{※7}	136千円／箇所	
ドア	ドア交換 ^{※5}	開戸：1.8㎡以上 ^{※7}	288千円／箇所	
		引戸：3.0㎡以上 ^{※7}		
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満 ^{※7}	256千円／箇所	
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満 ^{※7}		

(ZEH水準以上)

工事内容	対象となる改修工事		モデル工事費 ^{※1} (省エネ基準)	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換 ^{※2}	1.4㎡以上 ^{※6}	112千円／枚	・改修前の状態で誘導仕様基準に適合していないこと。 ・カタログ等により、誘導仕様基準への適合が確認できるもの。
		0.8㎡以上1.4㎡未満 ^{※6}	80千円／枚	
		0.1㎡以上0.8㎡未満 ^{※6}	32千円／枚	
	内窓設置 ^{※3} 外窓交換 ^{※4}	2.8㎡以上 ^{※7}	272千円／箇所	
		1.6㎡以上2.8㎡未満 ^{※7}	216千円／箇所	
		0.2㎡以上1.6㎡未満 ^{※7}	176千円／箇所	
ドア	ドア交換 ^{※5}	開戸：1.8㎡以上 ^{※7}	392千円／箇所	
		引戸：3.0㎡以上 ^{※7}		
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満 ^{※7}	344千円／箇所	
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満 ^{※7}		

- ※1 モデル工事費とは、改修に係る工事の費用として、知事が定める工事費をいう。
以下同じ
- ※2 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。
- ※3 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。
- ※4 外窓交換とは、既存窓を窓ごとに取り除き新たな窓に交換するものをいう。
- ※5 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。
- ※6 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。
- ※7 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

(省エネ基準)

工事内容	断熱材の区分	モデル工事費 (省エネ基準)	仕様・備考
外壁	A～C	168千円／ m^3	- 改修前の状態で仕様基準に適合していないこと。 - カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。
	D～F	252千円／ m^3	
屋根・天井	A～C	60千円／ m^3	
	D～F	102千円／ m^3	
床	A～C	210千円／ m^3	<断熱材の区分> A～C区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034以下
	D～F	316千円／ m^3	

(ZEH水準以上)

工事内容	断熱材の区分	モデル工事費 (省エネ基準)	仕様・備考
外壁	A～C	225千円／ m^3	- 改修前の状態で誘導仕様基準に適合していないこと。 - カタログ等により、誘導仕様基準への適合が確認できるもの。断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。
	D～F	338千円／ m^3	
屋根・天井	A～C	80千円／ m^3	
	D～F	137千円／ m^3	
床	A～C	280千円／ m^3	<断熱材の区分> A～C区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034以下
	D～F	420千円／ m^3	

B. 設備の効率化に係る工事

設備種別		モデル工事費 (省エネ基準・ ZEH水準共通)	仕様・備考
太陽熱利用システム※ ⁸		452千円／戸	子育てエコホーム支援事業又は子育てグリーン住宅支援事業において登録されている設備機器であること。
節水型 トイレ ※ ¹⁰	掃除しやすい機能 を有すもの	184千円／台	子育てグリーン住宅支援事業において登録されている設備機器であること。
	上記以外	168千円／台	
高断熱浴槽※ ⁸		437千円／戸	子育てエコホーム支援事業又は子育てグリーン住宅支援事業において登録されている設備機器であること。
高効率給湯機※ ⁹		279千円／戸	
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)			
潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)			
潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)			
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯器)			
節湯水栓※ ¹⁰		63千円／台	
燃料電池システム		—	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーション設備※ ⁹		—	・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可) ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの J I S 基準 J I S B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準) で 80 %以上であること。
蓄電池		510千円／台	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構

		成された機器であること。
LED照明	—	工事を伴うものに限る。

※8 設置を行った設備の種類毎に1台／戸を補助対象とする。

※9 電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備のいずれかの1台／戸を補助対象とする。

※10 設置を行った台数分を補助対象とする。

別表第4（第6条関係）

書類の名称	注意
交付申請書	・様式第1号による。
事業計画書	・様式第2号による。
交付申請額計算表	・添付様式第1号による。
建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類	・確認済証又は建築確認通知書の写し（確認済証を紛失した場合は台帳記載証明）
見積書（内訳書含む）又は工事請負契約書（内訳書含む）等の写し	・内訳書は使用する建材、寸法、仕様等が確認できるものとし、補助対象外の経費が含まれる場合は、それが分かるように明示すること。 ・モデル工事費の定めがない工事をする場合にあっては、当該工事に要する費用が適正であることを確認するために必要な書類。
位置図、平面図、立面図、断面図がある場合にあつては、これらの図面	・位置図は住宅地図等に住宅の位置を明示すること。 ・改修前の平面図、立面図、断面図に省エネ改修を行う位置と改修内容を明示すること。
工事内容説明書	・工事の種類に応じ、添付様式第3号から添付様式第5号までの様式による。 ・改修前の状態を示す根拠書類（設計図書、写真など）も併せて提出すること。
第三者機関による証明書等	・断熱性能及び一次エネルギー消費量が基準に適合することが確認できるもの。 例）BELS等の評価書、長期優良住宅建築等計画認定通知書、設計住宅性能評価書等の写し
耐震性能が確認できる書類	・構造計算書等
住宅の所有者が分かる書類	・登記事項証明書等
住宅の全景写真	・工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。
改修する部分の写真	・工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。 ・窓については、窓全体が写る全景写真とガラス及び建具の様子が分かる近景写真を撮ること。
口座振替等届出	・添付様式第6号による。 ・補助金の振込先を記載すること。
富山型高性能住宅推進事業費補助金交付決定通知	・富山型高性能住宅推進事業費補助金の対象事業の場合
世帯全員の住民票	・補助事業者等が個人の場合に限る。 ・多世代同居の加算を受ける者は、親世代及び子世代全員分。
市税等の納税証明書	・補助事業者等のもの。 ・非課税の場合は非課税証明書で代替えできるものとする。

その他、必要に応じて市長が指定する書類	
---------------------	--

(注意)

省エネ診断又は省エネ化のための計画の策定をする場合において、交付申請時点で省エネ改修の内容又は評価・認証が定まっていないため上記の添付書類の一部を提出できないときは、添付様式第7号による代替文書に代えることができる。この場合において、省エネ改修の内容が決まったときは、速やかに様式第3号による事業内容等変更承認申請書に、上記の添付書類のうち代替文書に代えた書類を添えて市長に提出するものとする。

別表第 5（第 9 条関係）

書類の名称	注意
実績報告書	・様式第 4 号による。
事業実績書	・様式第 5 号による。
補助金精算額計算表	・添付様式第 2 号による。
工事請負契約書（内訳書含む）等の写し	・交付申請時に提出している場合は不要。
領収書の写し	・住宅の所有者が補助対象経費を支払った際の領収書
省エネ診断又は省エネ化のための計画の策定をした場合にあっては、当該事業の成果品	
工事施工中の写真	・交付申請又は事業内容等変更承認申請の内容のとおり確かに施工されていることが確認できるよう工事施工中の現場の写真を撮ること。 ・施工後に隠れて見えなくなる部分があれば、その写真を重点的に撮ること。 ・工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。
工事完了後の写真	・工事完了後の現場の写真及び材料の仕様（製品型番号など）が分かる写真を撮ること。 ・工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。
第三者機関による証明書等	・交付申請時に提出している場合は不要。
耐震性能が確認できる書類	・交付申請時に提出している場合は不要。
製品の仕様や工事内容が確認できる書類	・出荷証明書、施工証明書等
富山型高性能住宅推進事業費補助金確定通知	・富山型高性能住宅推進事業費補助金の対象事業の場合
世帯全員の住民票	・補助事業者等が個人の場合に限る。 ・多世代同居の加算を受ける者は、親世代及び子世代全員分で多世代同居後のもの。
その他、必要に応じて市長が指定する書類	